

小樽市太陽光発電施設の設置に 関するガイドライン <解説付き>

令和2年3月

小樽市

目 次

第1条 趣旨 (資源エネルギー庁ガイドラインの補完等) ······	1
第2条 定義 (「太陽光発電施設」、「出力」等の用語の定義) ······	2
第3条 対象地域 (市内全域を対象) ······ ······ ······ ······	3
第4条 法令等に基づく手続等 (関係機関等の事前相談、協議等) ···	3
第5条 住民説明会等の実施 (近隣住民への周知、市への報告等) ······	4
第6条 太陽光発電施設に係る届出等 (計画等の市への届出) ······	5
第7条 遵守事項 (近隣住民との協調を保つこと等の遵守事項) ······	6
第8条 報告 (必要事項の報告) ······ ······ ······ ······ ······	7
第9条 補則 (必要事項の定め等) ······ ······ ······ ······ ······	7
附則 (施行日、経過措置) ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに係るフロー ······	9
別表1 (関係法令等担当窓口一覧) ······ ······ ······ ······ ······	10
別表2 (設置するのに適当でないエリア) ······ ······ ······ ······	15
様式第1号 (住民説明会等概要報告書) ······ ······ ······ ······	17
様式第2号 (小樽市太陽光発電施設計画届出書) ······ ······ ······	18
様式第3号 (小樽市太陽光発電施設設置工事完了届出書) ······ ······	19
様式第4号 (小樽市太陽光発電施設変更・廃止届出書) ······ ······	20

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を補完するものとして、市内における太陽光発電施設の設置に関し、設置者が、市長及び近隣住民に対して、事業計画内容を施工前に明らかにすることについて必要な事項を定めるとともに、近隣住民の安全及び周辺環境等に配慮することについて定めるものである。

【趣旨】

この条は、このガイドラインの趣旨を明らかにしたものであり、このガイドラインの運用の指針となるものである。

【解説】

太陽光発電施設の設置は、経済産業省資源エネルギー庁の固定価格買取制度の認定の上に実施されているものであるが、本市では、資源エネルギー庁のガイドラインを補完する立場として、ガイドラインを定めたものである。

昨今の太陽光発電施設の建設を巡っては、防災・環境上の懸念等をめぐる近隣住民との関係悪化や丁寧な説明が不足していることに起因するトラブルが顕在化している。他の自治体では、近隣住民の理解が得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事態や、訴訟問題に発展した事例も存在している。

資源エネルギー庁のガイドラインでは、設置者が遵守すべき事項が整理され、自治体や近隣住民への理解を求めるることは記載されているが、市への報告を求めているものではない。

このため、このガイドラインで市への報告等を盛り込むことで、市においても太陽光発電施設の情報を得るとともに、市から設置者に対し、近隣住民への配慮を促すことができるようとするものである。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等を土地に自立して設置するもの）及びその附属設備をいい、出力10kW以上の発電施設をいう。ただし、設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。
- (2) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (3) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 近隣住民 事業区域の近隣の土地若しくは家屋の所有者、居住者又は使用者及び事業区域に関する自治会等の代表者をいう。

【趣旨】

この条は、このガイドラインで使用する用語の「太陽光発電施設」、「出力」、「設置者」、「事業区域」及び「近隣住民」について、定義したものである。

【解説】

このガイドラインを運用にするに当たり中心となる用語を定義し、その範囲を明確にするものである。

対象とする太陽光発電施設の出力については、他の自治体では、主に、事業用太陽光発電の買取価格の対象となる10kW以上とする場合や、電気事業法に係る届出等（電気主任技術者、保安規程）が必要となる50kW以上とする場合があるが、どちらを採用するかは各自治体の実情に応じて決めているものである。本市においては、これまでの事前相談等で50kW未満の小規模の太陽光発電施設の場合に、住宅に近接していることが多かったことから、本ガイドラインの対象を10kW以上とした。

また、本ガイドラインは売電を目的としている太陽光発電施設を対象としていることから、事業所等に併設され、自己消費を目的としているものは除くこととしている。

出力の「いずれか小さいほう」の表記は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力の2つを比較した場合に、小さいほうの出力が太陽光発電施設として出力できる能力となるので、「いずれか小さいほう」と表記している。なお、パワーコンディショナーとは、直流の電気を交流に変換する設備のことである。

(対象地域)

第3条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

【趣旨】

この条は、このガイドラインの対象となる地域を定めたものである。

【解説】

小樽市内全域を対象地域とするものである。

(法令等に基づく手続等)

第4条 設置者は、太陽光発電施設を設置する場合において、別表1に掲げる法規制等の対象となる行為に該当する場合は、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談又は協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、事業区域の全部又は一部が別表2に掲げるエリアに該当する場合は、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

【趣旨】

この条は、太陽光発電施設を設置する場合の関係法令等を示したものである。

【解説】

太陽光発電施設を設置する場合、設置者の責務において確認すべき関係法令等を一覧表で示すことにより、法令等の確実な遵守を円滑に促すことができる。

また、別表2は設置するのに適当でないエリアとして、計画中止を含め抜本的な見直しの検討を促すものである。

(住民説明会等の実施)

- 第5条** 設置者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、近隣住民に対して、説明会を実施し事業内容を周知するものとする。ただし、近隣住民が少ないなどの理由で戸別訪問等により周知する場合は、この限りでない。
- 2 設置者は、説明会又は戸別訪問等（以下「説明会等」という。）において、近隣住民から出された要望及び意見に対しては、誠意をもって対応するものとする。
 - 3 設置者は、前2項の規定による近隣住民に対する説明会等の概要及び近隣住民から出された要望及び意見について、住民説明会等概要報告書（様式第1号）を作成し、市長に報告するものとする。
 - 4 設置者は、前項の報告後に、更に説明会等の開催の必要が生じた場合は、再度説明会等を開催し、住民理解を得るように努め、説明会等を開催した場合は、前項の規定に準じて報告するものとする。

【趣旨】

この条は、設置者が実施した住民説明会等の状況を市へ報告することを定めたものである。

【解説】

太陽光発電施設の設置におけるトラブルは、設置者による近隣住民への丁寧な説明が不足していることが原因となっていることが多く見受けられる。このため、住民説明会の実施状況を、設置者から市へ報告することで、市で現状を把握するとともに、設置者の近隣住民への丁寧な対応を促すものである。

近隣住民への周知の方法としては、説明会の方式が効果的であるため、原則説明会としているが、近隣住民が少ないなどの理由で説明会を開催することが困難な場合は、戸別訪問等による近隣住民への周知でも差し支えないものとした。

住民説明会の開催時期としては、土地取得後において近隣住民から建設反対など住民理解を得られない状況に陥ってしまうと、住民理解を得て事業を開始することが難しくなるため、比較的容易に計画中止を選択することができる段階である土地取得前に住民説明会を開催することが望ましい。

更に、第4項の「更に説明会等の開催の必要が生じた場合」とは、工事に着手する前の段階を対象とするほか、工事着手後、設置工事完了後及び大規模な変更等が生じた場合も対象とするものである。

(太陽光発電施設に係る届出等)

第6条 設置者は、太陽光発電施設の工事に着手する60日前までに、小樽市太陽光発電施設計画届出書（様式第2号）に事業区域の位置図等を添付し、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による届出を行った設置者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、14日以内に小樽市太陽光発電施設設置工事完了届出書（様式第3号）を市長に届け出るものとする。
- 3 第1項の規定による届出を行った設置者は、届出対象太陽光発電施設の計画又は事業等を変更又は廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、小樽市太陽光発電施設変更・廃止届出書（様式第4号）を市長に届け出るものとする。

【趣旨】

この条は、太陽光発電施設の建設に関し、設置者が市へ届出することについて定めたものである。

【解説】

資源エネルギー庁のガイドラインでは、設置者が遵守すべき事項が整理され、自治体や地域住民への理解を求めるることは記載されているが、市への報告を求めているものではないため、設置者が市へ太陽光発電施設の計画、設置工事完了、計画変更及び廃止について届出することにより、市で太陽光発電施設の状況を把握するものである。

提出までの期限については、他の自治体では概ね「30日前まで」、又は「60日前まで」とするものが多かったが、「小樽市太陽光発電施設計画届出書（様式第2号）」については設置者の対応が遅くトラブルに発展した事例があり、早めの対応が効果的と考えることから「60日前まで」、「小樽市太陽光発電施設設置工事完了届出書（様式第3号）」については速やかな報告を求めるものであり「14日以内に」、「小樽市太陽光発電施設変更・廃止届出書（様式第4号）」については、他の自治体で多く採用している一般的な「30日前まで」とした。

工事の着手とは「太陽光パネルの架台設置工事」「パワーコンディショナー等の設置工事」「配線等の設置工事」「杭打ち工事」「地盤改良工事」に係る工事が開始された時点のことをいう。また、次に該当する場合も工事の着手とみなす。

- ・現場の整地及びやり方
- ・現場の仮囲いの設置
- ・現場への建設資材、建設機械の搬入
- ・工事請負契約の締結

(遵守事項)

第7条 設置者は、太陽光発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 近隣住民との協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講じること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境及び景観との調和に配慮すること。
- (4) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- (5) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。
- (6) 住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音・振動、熱風、反射光、電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽等により近隣住民の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じること。
- (7) 法令上問題がない地域でも、災害発生のリスク、良好な景観の阻害又は自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、近隣住民及び周辺環境に十分に配慮すること。
- (8) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (9) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

【趣旨】

この条は、このガイドラインを運用する上で、設置者の遵守すべき事項を定めたものである。

【解説】

資源エネルギー庁のガイドラインの中で周辺環境への配慮を求めており、本市の土地利用の方向性などを定めた都市計画マスタープランでも「良好な空き家や低・未利用地については、周辺住環境に配慮した有効活用を促進し、市街地環境の維持・改善を図る。」「小中学校などの公共施設の跡地については、地域の特性や周辺住環境との調和に十分配慮しつつ、民間による利活用も含め地域の発展や本市のまちづくりに資する土地利用を検討する。」こととしていることから、近隣住民が不安に感じることを遵守事項として定め、不安の解消に努めるよう、改めて市から設置者へ促すものである。

なお、看板の設置については、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」では20kW以上の太陽光発電施設を対象としているが、小樽市においては、本ガイドラインの対象となる10kW以上の太陽光発電施設について看板の設置をお願いするものである。

(報告)

第8条 市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

【趣旨】

この条は、市が設置者に対し、報告を求める能够性を定めたものである。

【解説】

このガイドラインに定めているもののほかに、このガイドラインの施行に必要な限度において、十分に協議した上で、設置者に対し、必要な事項について報告を求める能够性を定めたものである。

(補則)

第9条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じて隨時見直しを行うこととする。

【趣旨】

この条は、このガイドラインに定めにないものの対応や、見直しを可能とする能够性を定めたものである。

【解説】

このガイドラインの定めにはないことで、ガイドラインの施行に必要な事項が生じた場合は、別に定めるとしたものである。また、社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて随时見直しができるようにし、社会情勢に応じた適切な対応が可能となるようとするものである。

附則

- 1 このガイドラインは、令和2年5月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）から、令和2年6月29日までに工事に着手する太陽光発電施設における第6条第1項の「太陽光発電施設の工事に着手する60日前までに」及び令和2年5月30日までに変更又は廃止する太陽光発電施設における第6条第3項の「変更又は廃止する日の30日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行の日以降速やかに」とする。
- 3 このガイドラインの施行日において、現に工事に着手している設置者は、第7条に掲げる事項の遵守に努めることとし、第6条第1項の規定は適用しない。ただし、工事に着手している太陽光発電施設に係る説明会を開催した場合は、住民説明会等概要報告書（様式第1号）を作成し、市長に報告するものとする。

【趣旨】

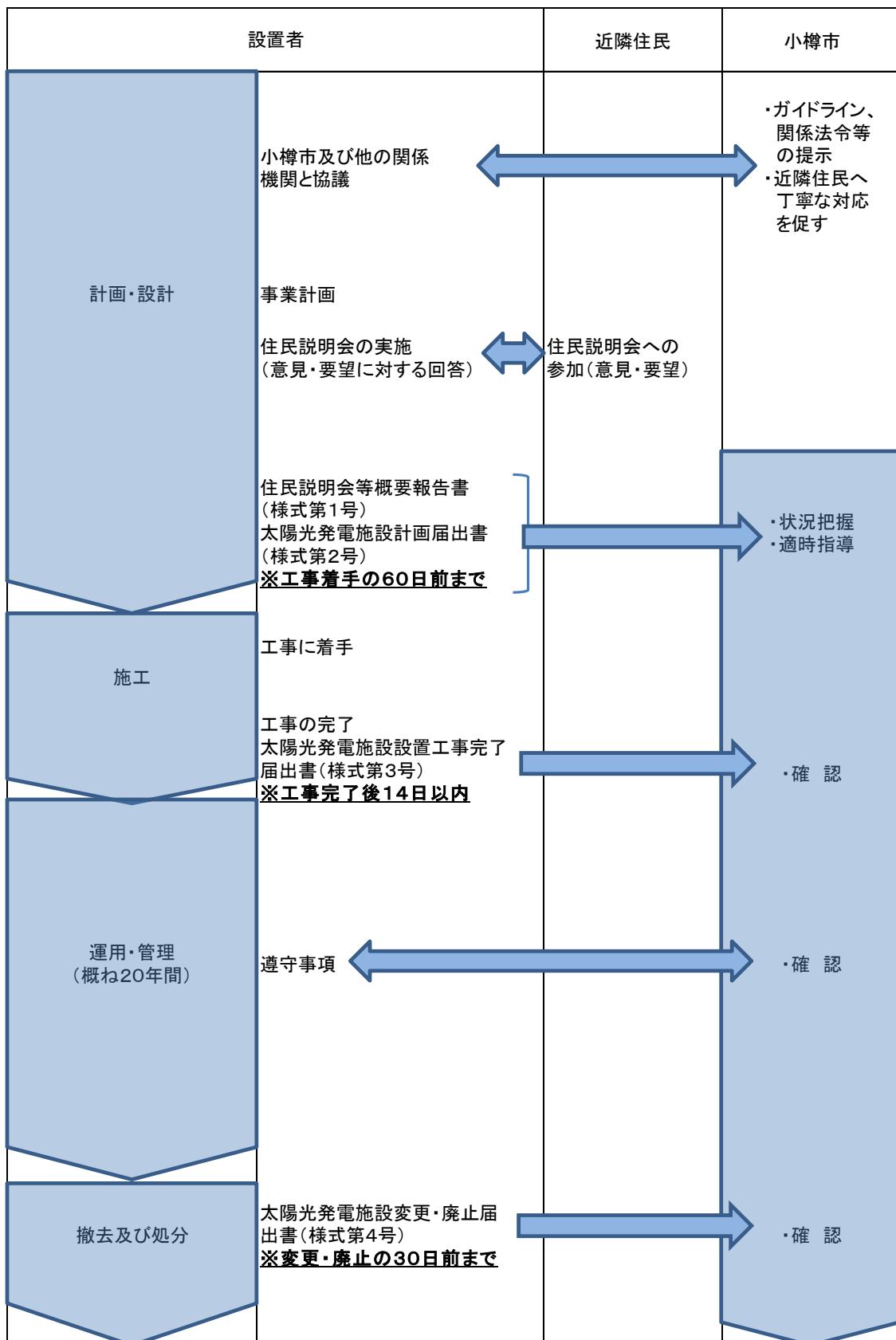
この条は、このガイドラインの施行日及び経過措置を定めたものである。

【解説】

2項については、「60日前までに」「30日前までに」とあるが、ガイドラインの施行後において、それぞれの期間が確保できない場合に「速やかに」提出することを定めたものである。

3項については、ガイドラインの施行日において、現に工事に着手し、進行している太陽光発電施設については、「住民説明会等概要報告書（様式第1号）」及び「小樽市太陽光発電施設計画届出書（様式第2号）」の届出は必要ないものとしたが、施行後に説明会等を開催した場合に、報告を求めるものである。

小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに係るフロー



別表1 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課に御相談ください。		小樽市生活環境部環境課 (0134-32-4111)
海岸法(7・8・37の4・37の5)	海岸保全区域における占用、行為の制限 一般公共海岸における占用、行為の制限 [行為の制限] ・土石の採取 ・他の施設等の新設、改築 ・土地の掘削、盛土、切土 等	許可	北海道後志総合振興局 小樽建設管理部事業室 事業課 (0134-54-7670)
国土利用計画法(23)	次に該当する土地の所有権売買等 ・市街化区域: 2,000 m ² 以上 ・市街化区域を除く都市計画区域: 5,000 m ² 以上	届出	小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室企画調整・市街地整備グループ (0134-32-4111)
電気事業法	出力 50 kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合や、出力に関わらず敷地外に渡って電線路を設置する場合等 ・電気主任技術者の選任(自社選任、許可、兼任、外部委託等) ・保安規程の届出 ・工事計画書の届出(※2,000kw 以上)	届出等	経済産業省北海道産業保安監督部電力安全課 (011-709-2311)
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力 1,000kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合 ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する 1,000kW 以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。	近隣への配慮	北海道後志総合振興局 小樽商工労働事務所 (0134-22-5525)
環境影響評価法	一定規模以上の太陽電池発電所を設置等する場合、環境アセスメントの手続の対象となります。	環境アセスメント手続	環境省大臣官房環境影響評価課 (03-3581-3351) 北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ (011-204-5981)
北海道環境影響評価条例	開発の内容によっては環境アセスメントの手続が必要となる場合があります。	環境アセスメント手続	北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ (011-204-5981)
騒音規制法(6)	一定規模以上の空気圧縮機及び送風機等の特定施設を設置する場合	届出	小樽市生活環境部環境課 (0134-32-4111)
振動規制法(6)	一定規模以上の圧縮機等の特定施設を設置する場合	届出	小樽市生活環境部環境課 (0134-32-4111)
土壤汚染対策法(4)	土地の形質変更(掘削及び盛土等)部分の合計面積が 3,000 m ² 以上 ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大 50cm 未満であり区域外へ土壤の搬出を行わず土壤の飛散及び流出を伴わない場合を除く。	届出	北海道環境生活部環境局循環型社会推進課環境保全グループ (011-204-5193)

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(15の19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	北海道後志総合振興局環境生活課地域環境係(0136-23-1344)
自然公園法(20・21・22・33)	ニセコ積丹小樽海岸国定公園内における次の行為 ・建築物や工作物の新築、改築及び増築 ・広告物の掲出、設置及び表示 ・土地の形質変更 ・木竹の伐採等	許可・届出	北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課(0136-23-1354)
北海道自然環境等保全条例(25)	北海道知事が指定する環境緑地保護地区等における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築、改築及び増築 ・土地の形質変更 ・木竹の伐採	届出	小樽市生活環境部環境課(0134-32-4111)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(8、9、29)	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の行為 ①希少鳥獣及びかすみ網を用いた捕獲 ②上記以外の捕獲	許可・届出	①環境省北海道地方環境事務所野生生物課(011-299-1954) ②北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課(0136-23-1354)
	鳥獣保護区特別保護地区における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築、改築及び増築	許可	北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課(0136-23-1354)
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	許可	環境省北海道地方環境事務所野生生物課(011-299-1954)
北海道生物の多様性の保全等に関する条例(47)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	許可	北海道環境生活部環境局生物多様性保全課生物多様性戦略グループ(011-204-5987)
農地法(4、5)	農地を農地以外のものにする行為(農地の転用) 農地を農地以外のものにしたり採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・賃借権、地上権、質権及び使用賃借権の設定や移転	許可(市街化区域の場合は届出)	小樽市農業委員会事務局(0134-32-4111)
農業振興地域の整備に関する法律(15の2)	市町村農業振興地域整備計画における農用地区域指定(原則、太陽光発電施設の設置を目的とした除外申出はできません。)	計画変更	小樽市産業港湾部農政課(0134-32-4111)

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
森林法 (10の2、10の7の2、10の8)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）で1haを超えて行われる土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更	許可	後志総合振興局産業振興部林務課（0136-23-1386）
	・地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること。 ・地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）における立木の伐採	届出	小樽市産業港湾部農政課（0134-32-4111）
道路法 (32、47の2)	道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為（道路の占用）	許可	【国道】小樽開発建設部小樽道路事務所（0134-22-9116） 【道道】北海道後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課（0134-54-7670） 【市道】小樽市建設部用地管理課（0134-32-4111）
	通行する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が政令で定める最高限度を超える車両を通行させるとき（限度超過車両の通行許可等）	許可	【国道】札幌開発建設部特定公物管理対策官（011-611-0313） 【道道】北海道後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課（0134-25-2444） 【市道】小樽市建設部用地管理課（0134-32-4111）
河川法 (23～27、55)	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用 ・土砂等の採取 ・工作物の新築等 ・土地の掘削等 河川保全区域内における行為の制限 ・土地の掘削、盛土又は切土その他の土地の形状の変更 ・工作物の新築又は改築	許可	【2級河川】北海道後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課（0134-54-7670） 北海道空知振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課（011-561-0413） 【準用河川】 小樽市建設部用地管理課（0134-32-4111）
	普通河川において次に掲げる行為 ・普通河川の流水の占用 ・河川敷地の占用 ・普通河川における工作物の新築、改築又は除却 ・河川敷地における土石又は土石以外の産出物で規則で定めるものの採取 ・普通河川における土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為	許可	【普通河川】 小樽市建設部用地管理課（0134-32-4111）

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(10、24、25)	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為(住宅、社会福祉施設、学校及び医療機関の建設)	許可	北海道後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課(0134-54-7670)
	土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物の建築等をする場合は、構造耐力に関する基準適合や建築基準法の手続等の適用がある	確認(建築基準法)	小樽市建設部建築指導課(0134-32-4111)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(7)	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 ・工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘削又は盛土 ・立竹木の伐採	許可	北海道後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課(0134-54-7670)
砂防法、北海道砂防法施行条例(3)	砂防指定地内における次の行為 ・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の伐採 ・建築物その他の工作物の新築、改築等	許可	北海道後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課(0134-54-7670)
地すべり等防止法(18)	地すべり防止区域内における次の行為 ・のり切又は切土 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可	北海道後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課(0134-54-7670)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(10、11)	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等(以下に該当するもの) ・建築物(床面積の合計が80m ² 以上に限る)の解体工事 ・建築物(床面積の合計が500m ² 以上に限る)の新築及び増築工事 ・建築物の修繕及び模様替等工事(請負金額が1億円以上のもの) ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(請負金額が500万円以上のもの)	民間工事の場合は届出 公共工事の場合は通知	小樽市建設部建築指導課(0134-32-4111)
都市計画法(29)	次の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)や建築行為は許可申請が必要となる場合がある。 ・市街化区域内での1,000m ² 以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為又は建築行為	許可	小樽市建設部都市計画課(0134-32-4111)
宅地造成等規制法(8)	宅地造成工事規制区域内における土地の形質変更を行う行為は許可申請が必要となる場合がある。	許可	小樽市建設部都市計画課(0134-32-4111)
景観法(16)	小樽市景観計画区域内における次の行為 ・一定規模を超える建築物の建築等 ・一定規模を超える工作物の建設等	届出	小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室景観まちづくりグループ(0134-32-4111)

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例(62)	小樽市景観計画区域内における次の行為 ・延べ面積が500m ² を超える建築物の新築で、その敷地面積が1,000m ² 以上のもの ・開発行為で、敷地面積が1,000m ² 以上3,000m ² 未満のもの	届出	小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室景観まちづくりグループ(0134-32-4111)
小樽市屋外広告物条例(7)	小樽市景観計画区域内における次の行為 ・一定規模を超える広告物の表示又は掲出物件の設置	許可	小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室景観まちづくりグループ(0134-32-4111)
建築基準法(6)	建築物や工作物の建築等をしようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	小樽市建設部建築指導課(0134-32-4111)
港湾法(37、38の2、)	・臨港地区内における次の行為 一定規模以上の工場又は事業場の新設又は増設 ・港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用	届出・許可	小樽市産業港湾部港湾室港湾業務課(0134-23-1107)
小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区内の分区における建築物その他の構築物の建設等 ※臨港地区内の無指定区域以外は、認められませんので、ご注意ください。		小樽市産業港湾部港湾室港湾業務課(0134-23-1107)
消防法(11)	危険物の貯蔵所又は取扱所を設置する場合	許可	小樽市消防本部予防課(0134-22-9181)
小樽市火災予防条例(15・17・64ほか)	次の設備を設置する場合 ・蓄電池設備 ・変電設備 ・ロードヒーティング等のための貯油施設やボイラー ・内燃機関を原動力とする発電設備 ・消防用設備等(消火器)	管理基準等の規制・届出	小樽市消防署消防課(0134-22-9171)
文化財保護法(93、96)	・周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築及び土木工事などの開発事業を行う場合 ・出土資料が出土したこと等による、埋蔵文化財包蔵地を発見した場合 ※なお、周知の埋蔵文化財包蔵地の近接地や事業面積が1ha(10,000m ²)を超える場合は、開発事業等の調整を適切かつ円滑に行うため、該当の有無に係らず、事前の届出をお願いしています。	届出・許可	小樽市教育生涯学習課(0134-32-4111)
北海道文化財保護条例(14、28、35、)	道指定有形文化財、道指定有形民俗文化財、道指定史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為	届出・許可	小樽市教育生涯学習課(0134-32-4111)
小樽市文化財保護条例(11)	文化財の現状を変更し、又はその影響を及ぼす行為	届出・許可	小樽市教育生涯学習課(0134-32-4111)

別表2 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難となる。
自然公園法	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	すぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為が規制されている。
北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区 自然景観保護地区 記念保護樹木	自然や景観に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	鳥獣又は鳥獣の生息地の保護にとって特に重要な区域である。
北海道自然環境等保全指針	すぐれた自然地域	すぐれた自然の特徴を有する地域であり、保護と利用に当たって特に適切な措置や慎重な配慮を必要とする。
森林法	保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、森林の機能を確保する必要がある。
農地法	甲種農地、採草放牧地、第1種農地及び採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地及び採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	土砂災害から国民の生命及び身体を守るために、土砂災害が発生するおそれがある箇所を明らかにし、「危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発の制限による住宅等の新規立地の抑制、危険区域内の住宅移転推進」等のソフト対策を推進する区域である。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地やこれに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害の恐れのある区域であり、斜面の崩壊を誘発や助長するような有害な行為を規制するほか、急傾斜地の保全などを行っている。
砂防法	砂防指定地	不安定な土砂の発生を抑えたり、土砂の流層を防止調整することによって、土砂災害や水害を防止するために、土砂崩壊を助長するような有害な行為を規制する区域である。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべりが発生している区域、その恐れの極めて大きい区域及びこれらに隣接する区域の崩壊について被害の除去又は軽減するために、地すべり崩壊を誘発や助長するような有害な行為を規制している。
小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例	保存樹木及び保全樹林	地域の美観風致を維持し、都市景観の形成を図るために保存・保全されている。
小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区（商港区、工業港区、漁港区、マリーナ港区、修景厚生港区）	港湾施設の利用の増進並びに港湾の適正な管理及び運営を図る。

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地、重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物の保存に影響を及ぼす範囲等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
北海道文化財保護条例	北海道指定有形文化財、北海道指定有形民俗文化財及び北海道指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な道民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
小樽市文化財保護条例	小樽市指定有形文化財、小樽市指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な市民の共有財産であり、適切な保護管理措置が取られている。

様式第1号（第5条関係）

住民説明会等概要報告書

年　月　日

(宛先) 小樽市長

設置者	住所	
	名称	印
(法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
	電話番号	
自治会等	自治会等名	
	自治会等代表者氏名	印
	電話番号	

小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第3項の規定により、下記のとおり住民説明会等の概要を報告します。

記

太陽光発電施設の名称	
住民説明会等の日時等	開催日 年　月　日 場所 説明者名 近隣住民等参加人数 周知方法及び周知範囲 ※周知用チラシ等があれば添付してください。
説明会の状況（内容）	※説明会の配付資料があれば添付してください。
自治会等の意見及び要望	
自治会等の意見及び要望への回答	

※1 戸別訪問等により周知した場合については、本様式に準じ、戸別訪問先ごとに作成してください。その場合、戸別訪問先の名称は自治会等名の欄に記載してください。

※2 本書類は、小樽市太陽光発電施設設計画届出書（様式第2号）に添付してください。

様式第2号（第6条関係）

小樽市太陽光発電施設設計画届出書

年　月　日

(宛先) 小樽市長

届出者 住所

名称

印

(法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所	
敷地面積	m ²
出力 ※1	k W
設置者	住所 名称 (法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 連絡先担当者 所属 役職 氏名 電話番号
着工予定年月日	年　月　日
稼動開始予定日	年　月　日
住民説明会等の概要 ※2	
参考資料 ※3	

※1 出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載してください。

※2 住民説明会等概要報告書（様式第1号）を添付してください。

※3 事業区域の位置図、関係機関との協議状況その他必要な資料を添付してください。

様式第3号（第6条関係）

小樽市太陽光発電施設設置工事完了届出書

年　月　日

(宛先) 小樽市長

届出者 住所

名称

印

(法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所	
敷地面積	m ²
出力 ※1	kW
設置者	住所 名称 (法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号
完了年月日	年　月　日
稼動開始日	年　月　日
参考資料 ※2	

※1 出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載してください。

※2 工事記録、工事写真その他市長が必要と認める書類を添付してください。

様式第4号（第6条関係）

小樽市太陽光発電施設変更・廃止届出書

年　月　日

(宛先) 小樽市長

届出者 住所

名称

印

(法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第6条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称 ※1	
設置場所 ※1	
変更の内容 ※2	住所 名称 (法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号
変更・廃止の理由	
変更・廃止の予定	年　月　日
参考資料 ※3	

- ※1 太陽光発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載してください。
- ※2 設置者の住所・氏名(法人代表者の氏名を除く)、太陽光発電施設の名称、設置場所、敷地面積、出力を変更する場合にあってはその内容を記載してください。
- ※3 事業区域の位置図、関係機関との協議状況その他必要な資料を添付してください。
- ※4 計画段階の変更・廃止についても、本様式により届出してください。